

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

子供未来局

（ 23 年度 ）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>Ⅲ外部監査の結果及び意見</p> <p>1-2-3 開所時間延長促進事業助成について</p> <p>(4)実施した監査手続の結果</p> <p>①要綱の規定と運用の相違（指摘）</p> <p>国の基準では「11 時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項及びその他の補助金の配置する保育士のほか、保育士を 1 名以上加配すること。」となっている。しかしながら、「要綱」では、第 2 条(2)において「延長保育を開始する時間の前後に、児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を 1 名以上加配している私立保育所とする。」と規定している。即ち、国の基準では、他の補助金等により加配している保育士がいる場合には、この基準で言う加配保育士には該当しないこととなっているが、仙台市の「要綱」では、この部分に関する記載がない。</p> <p>担当課の説明によると、開所時間延長促進事業助成においても実務上、増員保育士助成等の補助を受けている保育士は加配保育士数から除外しているとのことであった。結果として国の基準と差はないものの、「要綱」で定める基準とは異なる運用をしていたことになる。行政の透明性からも問題である。従って、仙台市の「要綱」を見直し実際に運用している基準に合わせるべきである。</p>	<p>「仙台市私立保育所開所時間延長促進事業助成要綱」を実際の運用基準に合致するよう平成 24 年 3 月 28 日に改正し、国の基準とも整合が取れるものとした。</p>

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>子供未来局</p>	<p>(23 年度)</p>																
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>																
<p>Ⅲ外部監査の結果及び意見 1-2-3 開所時間延長促進事業助成について (4)実施した監査手続の結果 ②「実績報告書」の審査（指摘）</p> <p>「要綱」第6条第2項では、「市長は、仙台市私立保育所開所時間延長事業助成実績報告書の内容を審査し、必要な助成金を確定し別記様式にて通知するものとする。この場合、確定した助成金が交付した助成金と一致しない場合、市長は、その差額を追加交付又は、返還するものとする。」と規定している。</p> <p>「実績報告書」を閲覧した結果、以下のように実際に保育所において支出された額（執行額）が助成額よりも少ない場合や執行額の記載のないものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="228 1133 783 1621"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>保育所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青葉区</td> <td>A保育所</td> <td>記載された助成額よりも執行額が少額</td> </tr> <tr> <td>宮城野区</td> <td>B保育所</td> <td>記載された執行額と執行額の内訳の合計が一致しない</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>C保育所</td> <td>執行額の記載がなく、執行額の内訳も空欄となっている</td> </tr> <tr> <td>泉区</td> <td>D保育所</td> <td>記載された助成額よりも執行額が少額</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの保育所についても、執行額とは関係なく要綱に基づく定額の助成金が支払われており、実績報告書の内容を審査した形跡がない。実績報告書の審査は、助成対象事業が「要綱」に基づき適正に執行されているか否かを確認する重要な書類であり、また、助成金の交付額を確定するための書類でもある。</p> <p>従って、「要綱」に記載のとおり、その内容を漏れなく審査する必要がある。</p>	区	保育所	内容	青葉区	A保育所	記載された助成額よりも執行額が少額	宮城野区	B保育所	記載された執行額と執行額の内訳の合計が一致しない	泉区	C保育所	執行額の記載がなく、執行額の内訳も空欄となっている	泉区	D保育所	記載された助成額よりも執行額が少額	<p>「仙台市私立保育所開所時間延長促進事業助成要綱」に基づき審査を漏れなく行うよう保育環境整備課長名で担当課（各区家庭健康課）に文書で通知するとともに、要綱を改正して助成金の確定方法を明確にした。</p> <p>・通知日 平成24年3月30日 平成24年4月27日</p> <p>なお、実績報告書の内容に不備のあつた4事例については、当該保育所に対し改めて実績報告書の提出を求めて審査を行ったところ、いずれも執行額は助成額以上であり、かつ、助成額は交付上限額に達していたことから、確定した額に変更がないことを確認した。</p>	
区	保育所	内容															
青葉区	A保育所	記載された助成額よりも執行額が少額															
宮城野区	B保育所	記載された執行額と執行額の内訳の合計が一致しない															
泉区	C保育所	執行額の記載がなく、執行額の内訳も空欄となっている															
泉区	D保育所	記載された助成額よりも執行額が少額															